

第6章 計画段階環境配慮書についての国土交通大臣意見と都市計画決定権者の見解

環境影響評価法第3条の6の規定に基づく配慮書についての環境の保全の見地からの国土交通大臣意見とそれに対する都市計画決定権者の見解は、表 6-1(1)～(3)に示すとおりである。

表 6-1(1) 配慮書についての国土交通大臣意見と都市計画決定権者の見解

国土交通大臣意見	都市計画決定権者の見解
1. 総論	
(1) 対象事業実施区域等の設定 今後の詳細なルートの位置及び道路構造の検討に当たっては、「2. 各論」での指摘を踏まえつつ、環境の保全上重要な以下の施設等への影響を回避又は極力低減すること。 ア. 住居等 イ. 主要な河川 ウ. 南知多県立自然公園 エ. 鳥獣保護区	今後の詳細なルートの位置及び道路構造の検討に当たっては、各論での指摘を踏まえつつ環境の保全上重要な施設等への影響を回避又は極力低減する。
(2) 環境影響評価の項目の選定等 本事業に伴い影響を受けるおそれのある大気質、騒音、振動、水質、地形及び地質、動物、植物、生態系、景観、人と自然との触れ合いの活動の場、廃棄物等、その他の環境要素等に係る項目から、環境影響評価の項目を適切に選定すること。 また、今後、本事業において当該道路への連絡道路が計画され、それにより本事業の実施に伴う環境影響に追加的な影響が生ずるおそれがある場合は、方法書以降の手続において、連絡道路の存在・供用を前提とした調査、予測及び評価を行うこと。	環境影響評価の項目は、事業特性及び地域特性を踏まえ、適切に選定した。 なお、本事業に伴い影響を受けるおそれのある項目として、大気質、騒音、振動、低周波音、水質、日照障害、動物、植物、生態系、景観、人と自然との触れ合いの活動の場、地域の歴史的文化的特性を生かした環境の状況、廃棄物等、温室効果ガス等を選定し、方法書第8章に掲載した。 また、今後、本事業において連絡道路が計画され、それにより本事業の実施に伴う環境影響に追加的な影響が生ずるおそれがある場合は、方法書以降の手続において、連絡道路の存在・供用を前提とした調査、予測及び評価を行う。
(3) 地域住民等への説明及び関係機関との連携 本事業は、市街地及びその周辺において、長期間にわたる工事の実施が想定されることから、本事業の実施に伴う環境影響及び環境保全措置の内容について、地域住民等に対し丁寧かつ十分に説明すること。 また、本事業の実施に当たっては、関係機関と調整を十分に行った上で、方法書以降の環境影響評価手続を実施すること。	本事業の実施に伴う環境影響及び環境保全措置の内容について、地域住民等に対し丁寧かつ十分に説明を行う。 また、本事業の実施に当たっては、関係機関等と調整を十分に行い、方法書以降の環境影響評価手続を実施していく。

表 6-1(2) 配慮書についての国土交通大臣意見と都市計画決定権者の見解

国土交通大臣意見	都市計画決定権者の見解
2. 各論	
(1) 大気環境 事業実施想定区域及びその周辺には、住居等が複数存在しており、特に沿道利用が比較的進展している既存道路を活用する道路構造となるCルートは、Aルート・Bルートと比較して、自動車の走行による大気質への影響が懸念される。また、いずれのルートも、住居等に対し自動車の走行による騒音が生じることが懸念される。このため、詳細なルートの位置及び道路構造の検討に当たっては、大気質、騒音による影響を回避又は極力低減するよう慎重に検討すること。	今後の詳細なルートの位置及び道路構造の検討に当たっては、大気質、騒音による影響を回避又は極力低減するよう慎重に検討する。
(2) 水環境 本事業は、三河湾に流入する河川等を横断するため、土地の改変等に伴う濁水等の発生、水量の減少による水環境への影響が懸念される。このため、土工量等を抑制する位置及び道路構造の採用等により、本事業の実施に伴う水の濁り等による影響を回避又は極力低減すること。特に、橋梁構造を採用する場合は、河川内の土工量を抑制する位置及び構造の採用等により、河床掘削等に伴う水の濁り等による影響を回避又は極力低減すること。また、トンネル構造を採用する場合は、土工量を抑制し、地下水への影響を回避又は極力低減する位置及び構造の採用等により、地下水、河川流量等への影響を回避又は極力低減すること。	今後の詳細なルートの位置及び道路構造の検討に当たり、土工量等を抑制する位置及び道路構造の採用等により、本事業の実施に伴う水の濁り等による影響を回避又は極力低減する。特に、橋梁構造を採用する場合は、河川内の土工量を抑制する位置及び構造の採用等により、河床掘削等に伴う水の濁り等による影響を回避又は極力低減する。また、トンネル構造を採用する場合は、地下水、河川流量等への影響を回避又は極力低減する。
(3) 動植物及び生態系 事業実施想定区域及びその周辺には、南知多県立自然公園、佐布里池鳥獣保護区が存在しており、動植物及び生態系への影響が懸念される。このため、詳細なルート及び道路構造の検討に当たっては、本事業の実施に伴う自然環境への影響を慎重に検討し、これらの重要な自然環境の直接改変及び分断を回避又は極力低減すること。	今後の詳細なルート及び道路構造の検討にあたっては、本事業の実施に伴う自然環境への影響を慎重に検討し、重要な自然環境の直接改変及び分断を回避又は極力低減する。

表 6-1(3) 配慮書についての国土交通大臣意見と都市計画決定権者の見解

国土交通大臣意見	都市計画決定権者の見解
(4) 廃棄物等 ア 廃棄物について 本事業の実施により多くの廃棄物が発生するおそれがある。このため、今後の事業計画の検討に当たっては、本事業の実施に伴い発生する廃棄物の発生量を極力抑制すること。また、やむを得ず発生する廃棄物については、可能な限り再生利用を図る等適正な処理を行う計画とすること。 イ 建設発生土について 本事業の実施に伴う土地改変、掘削等により多くの建設発生土が発生するおそれがある。このため、詳細なルート の位置及び道路構造の検討に当たっては、土工量を抑制する位置、工法の採用等により土量バランスを考慮した上で、建設発生土の発生量を極力抑制すること。また、やむを得ず発生する建設発生土については、可能な限り再生資源として利用を図る等適正な処理を行う計画とすること。	ア 廃棄物について 本事業の実施に伴い発生する廃棄物については極力抑制し、やむを得ず発生する廃棄物については、可能な限り再生利用を図る等適正な処理を行う計画とする。 イ 建設発生土について 詳細なルート の位置及び道路構造の検討に当たっては、土工量を抑制する位置及び工法の採用等により土量バランスを考慮した上で、建設発生土の発生量を極力抑制する。また、やむを得ず発生する建設発生土については、可能な限り再生資源として利用を図る等適正な処理を行う計画とする。
(5) 温室効果ガス等 今後の事業計画の具体化に当たっては、2050年カーボンニュートラルの実現を目指し、「地球温暖化対策計画」等を踏まえつつ、例えば、省エネルギー性能の高い機器の活用等による工事中の排出削減対策、道路照明の LED 化等の省エネ設備の導入、道路空間への再生可能エネルギーの導入等の温室効果ガス等の排出削減に資する対策を検討すること。また、今後、道路管理者が令和7年4月9日に成立した「道路法等の一部を改正する法律」に基づく道路脱炭素化推進計画を策定した場合には、当該計画も踏まえて本事業を実施すること。	今後の事業計画の具体化に当たっては、温室効果ガス等の排出削減に資する対策を検討する。 今後、道路管理者が道路脱炭素化推進計画を策定した場合には、当該計画を踏まえ事業を実施する。

第7章 計画段階環境配慮書の案又は計画段階環境配慮書についての意見と見解

7.1 計画段階環境配慮書についての一般の環境の保全の見地からの意見と都市計画決定権者の見解

環境影響評価法第3条の7に基づく配慮書についての一般の環境の保全の見地からの意見（配慮書縦覧期間中に提出された意見）はなかった。

7.2 関係する地方公共団体の長からの意見と都市計画決定権者の見解

環境影響評価法第3条の7の規定に基づき、配慮書について愛知県知事及び各関係自治体市長から意見聴取を行った。

愛知県知事からの意見と都市計画決定権者の見解を表7-1に示す。また、関係自治体市長からの意見と都市計画決定権者の見解を表7-2(1)～(2)に示す。

表 7-1 愛知県知事からの意見と都市計画決定権者の見解

愛知県知事からの意見	都市計画決定権者の見解
1. 全般的事項	
(1) 配慮書において設定された複数案を絞り込んだ経緯及びその内容について、方法書において丁寧に記載すること。	配慮書において設定された複数案を絞り込んだ経緯及びその内容について、方法書第3章3.3及び第5章において丁寧に記載した。
(2) 事業計画の検討に当たっては、環境の保全に関する最新の知見を踏まえ、環境影響をできる限り回避、低減すること。	事業計画の検討に当たっては、環境の保全に関する最新の知見を踏まえ、環境影響をできる限り回避、低減する。
2. 大気質、騒音、振動	
事業実施想定区域には集落・市街地等が存在しており、事業の実施により大気質、騒音及び振動による生活環境への影響が懸念される。 このため、生活環境への影響に配慮した事業計画とするとともに、適切な調査、予測及び評価の手法を検討すること。	生活環境への影響に配慮した事業計画としていくとともに、適切な調査、予測及び評価の手法を検討し、方法書第8章に記載した。
3. 動物、植物、生態系	
事業実施想定区域には鳥獣保護区等、まとまった自然環境が存在していることから、事業の実施によりこれらへの影響が懸念される。 このため、専門家等の指導・助言を得ながら、動物、植物及び生態系への影響に配慮した事業計画とするとともに、適切な調査、予測及び評価の手法を検討すること。	専門家等の指導・助言を得ながら、動物、植物、生態系への影響に配慮した事業計画としていくとともに、適切な調査、予測及び評価の手法を検討し、方法書第8章に掲載した。
4. 景観、人と自然との触れ合いの活動の場	
事業実施想定区域には主要な眺望点及び景観資源等並びに人と自然との触れ合いの活動の場が存在していることから、事業の実施によりこれらへの影響が懸念される。 このため、景観及び人と自然との触れ合いの活動の場への影響に配慮した事業計画とするとともに、適切な調査、予測及び評価の手法を検討すること。	景観及び人と自然との触れ合いの活動の場への影響に配慮した事業計画としていくとともに、適切な調査、予測及び評価の手法を検討し、方法書第8章に掲載した。
5. その他	
方法書以降の図書の作成に当たっては、住民等の意見に配慮し、わかりやすい図書となるよう努めること。	方法書以降の図書の作成に当たっては、配慮書に対する住民等の意見に配慮するとともに、平易な表現に努める等のわかりやすい図書となるよう努める。

表 7-2(1) 各関係自治体市長からの意見と都市計画決定権者の見解

刈谷市長からの意見	都市計画決定権者の見解
1 本計画による道路の整備に伴い、交通量及び走行速度が増加すると考えられることから、周辺住居等に対する騒音・振動による生活環境への影響について回避・低減に努めること。学校、病院、保育園その他の特に静穏を必要とする施設が存在する地域については、より一層その影響の回避・低減するよう努めること。	騒音・振動による生活環境への影響についてできる限り回避または低減に努めるとともに、学校、病院、保育園その他の特に静穏を必要とする施設が存在する地域については、より一層影響を回避・低減するようできる限り努める。
2 本計画による道路の整備に伴い、アクセス性が向上し周辺地域からの流入による交通量が増加すると考えられることから、インターチェンジ周辺などの交通渋滞が発生しやすい区間における住居等への大気汚染の回避・低減に努めること。	交通渋滞が発生しやすい区間における住居等への大気汚染をできる限り回避または低減に努める。
3 計画を具体化する際は、市担当者との十分な協議、及び最新の知見や専門家の意見等を踏まえた調査を実施した上で、予測及び評価を行い、その結果を踏まえた環境保全措置を検討すること。	計画を具体化する際は、市担当者との十分な協議、及び最新の知見や専門家の意見等を踏まえた調査を実施したうえで、予測及び評価を行い、その結果を踏まえた環境保全措置を検討する。
安城市長からの意見	都市計画決定権者の見解
1 道路整備による交通量及び走行速度の増加に伴い、騒音、振動及び大気汚染等の影響が予想されることから、必要に応じて適切な対策を検討・実施し、生活環境の保全に努めること。特に、本市は当該道路の起終点付近に位置することから、インターチェンジ周辺等交通渋滞が発生しやすい区域については一層配慮すること。	騒音、振動及び大気汚染等の影響については、必要に応じて適切な対策を検討・実施し、生活環境の保全に努める。また、インターチェンジ周辺等交通渋滞が発生しやすい区域については一層配慮に努める。
2 当該道路の建設工事期間中についても、騒音・振動等を可能な限り回避・低減する措置を講じるよう努めること。	建設工事期間中についても、騒音・振動等をできる限り回避・低減する措置を講じるよう努める。
3 計画を具体化する際は、最新の知見や専門家の意見等を踏まえた調査を実施した上で、予測及び評価を行い、その結果を踏まえた環境保全措置を検討すること。	計画を具体化する際は、最新の知見や専門家の意見等を踏まえた調査を実施した上で、予測及び評価を行い、その結果を踏まえた環境保全措置を検討する。
東海市長からの意見	都市計画決定権者の見解
1 生活環境保全	
自動車の走行に伴い、大気、騒音及び振動の影響が考えられることから、必要に応じて防音壁等の対策を検討及び実施し、生活環境保全に努めること。	大気、騒音及び振動の影響については、必要性に応じて防音壁等の対策を検討及び実施し、生活環境保全に努める。
2 自然共生	
事業実施想定区域に本坪池周辺など豊かな自然環境が存在する地域が含まれることから、自然環境への影響を可能な限り回避、低減するよう配慮するとともに、生物多様性の保全に努めること。	自然環境への影響をできる限り回避、低減するよう配慮するとともに、生物多様性の保全に努める。

表 7-2(2) 各関係自治体からの意見と都市計画決定権者の見解

大府市長からの意見	都市計画決定権者の見解
生活環境保全	
ルート範囲付近に知北平和公園が位置しており、静寂な環境を維持していることから騒音及び振動の影響に対する配慮に努めること。	知北平和公園への騒音及び振動の影響に対する配慮に努める。
知多市長からの意見	都市計画決定権者の見解
1 事業計画の具体化に当たっては、生活環境を損なうことのないよう十分配慮するとともに、適切に調査し、確実性の高い予測及び評価を実施すること。	事業計画の具体化に当たっては、生活環境を損なうことのないよう十分配慮するとともに、適切に調査し、確実性の高い予測及び評価を実施する。
2 市民等から寄せられた意見に対して、十分な検討を行い適切な対応をとること。	市民等から寄せられた意見に対して、十分な検討を行い適切な対応を図る。
3 方法書の作成にあたっては、市民にわかりやすい内容となるよう努めること。	方法書の作成にあたっては、市民にわかりやすい内容とした。
阿久比町長からの意見	都市計画決定権者の見解
1 本計画による道路の整備に伴い、交通量及び走行速度が増加すると懸念されることから、周辺住居等に対する騒音・振動による生活環境への影響について回避または低減に努めること。	騒音・振動による生活環境への影響についてできる限り回避または低減に努める。
2 アクセスの向上により周辺地域からの流入による交通量の増加が懸念されるので、交通渋滞が発生しやすい区間における住居等への大気汚染の回避または低減に努めること。	交通渋滞が発生しやすい区間における住居等への大気汚染をできる限り回避または低減に努める。
3 計画を具体化する際は、最新の知見等を踏まえた調査を実施したうえで、予測及び評価を行い、その結果を踏まえた環境保全措置を検討すること。	計画を具体化する際は、最新の知見や専門家の意見等を踏まえた調査を実施したうえで、予測及び評価を行い、その結果を踏まえた環境保全措置を検討する。
東浦町長からの意見	都市計画決定権者の見解
1 住宅街、教育・保育施設、その他特に静穏を必要とする施設が存在する地域については、工事期間も含めて防音壁を設置するなど、大気質、騒音及び振動などによる影響の回避・低減に努めること。	特に静穏を必要とする施設が存在する地域については、工事期間も含めて防音壁を設置するなど、大気質、騒音及び振動などによる影響をできる限り回避・低減するよう努める。
2 各検討段階において、東浦町景観計画に沿った景観配慮に努めること。	今後の検討段階において、東浦町景観計画に沿った景観配慮に努める。
3 計画を具体化する際は、最新の知見や専門家の意見等を踏まえた調査を実施した上で、予測及び評価を行い、その結果を踏まえた環境保全措置を検討すること。	計画を具体化する際は、最新の知見や専門家の意見等を踏まえた調査を実施したうえで、予測及び評価を行い、その結果を踏まえた環境保全措置を検討する。